

応急危険度判定の結果を活用した迅速化について

1. 見直し（案）の概要

- ・被災宅地危険度判定や地震保険損害調査・共済損害調査について説明を追加
- ・応急危険度判定の判定結果の活用に係る記載の充実

2. 主な変更点（案）

運用指針

- ・総則において、現行の被災建築物応急危険度判定及び被災度区分判定だけでなく、住家の被害認定調査と同時期に実施される被災宅地危険度判定や地震保険損害調査・共済損害調査について説明を追加(p. 2～3)。
- ・総則において、各種調査は目的、判定基準を異にするものであることから、これらの判定・調査の混同が被災者に生じないように、それぞれの実施主体が明確に説明することが重要である旨を追加(p. 2)。
- ・総則において、応急危険度判定の判定結果の活用について、以下を追加。
 - ・平常時より被害認定部局と応急危険度判定部局とで非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じ、応急危険度判定の判定結果（調査表や判定実施区域図等）を活用して被害認定調査を実施することが考えられる旨を追加(p. 3)。
 - ・応急危険度判定において「一見して危険」・「建築物の1階の傾斜が1/20超」等の判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である旨を追加(p. 3)。
- ・地震編の【木造・プレハブ】【非木造】の「外観による判定」において、応急危険度判定の傾斜角を活用して「全壊」と判定を行う場合があることを追加(p. 6～10)。

実施体制の手引き

- ・「第1章 制度概要 4. 災害に係る住家の被害認定調査」において、応急危険度判定等各種調査の違いについて被災者に明確に説明することを追加し、各種調査の概要や違いについて改めて整理(p. 13～18)。
- ・「第2章 1. ★調査計画の策定 ②被害情報の収集」において、応急危険度判定の調査票や判定実施区域図等を活用できる旨を追加(p. 20)。
- ・「同 5. ★広報 ①被害認定調査実施に関する広報」において、被災宅地危険度判定、被災度区分判定との違いについても周知する旨を追加(p. 21)。
- ・「第4章 被害認定調査の実施 3. ★現地調査 ③調査の実施、調査票への結果の記入」において、平常時より被害認定部局と応急危険度判定部局とで非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じ、応急危険度判定の判定結果（調査表や判定実施区域図等）を活用して被害認定調査を実施することが考えられる旨を追加。また、応急危険度判定において「一見して危険」・「建築物の1階の傾斜が1/20超」等の判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である旨を追加(p. 26～27)。
- ・「同 ⑤調査に伴う住民対応の実施」において、被災宅地危険度判定の想定問答を追加(p. 28～29)。
- ・「第7章 平常時からの備え 6. 広報 ①罹災証明書等に関する広報」において、周知する内容のポイントに、被災宅地危険度判定、被災度区分判定との違いを追加(p. 32)。

【 総 則 】

9. 被災建築物応急危険度判定・及び被災宅地危険度判定・被災度

区分判定及び地震保険損害調査・共済損害調査との関係等

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）、被災宅地危険度判定、被災度区分判定及び地震保険損害調査は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判定することを目的とした被害認定調査とは、その目的、判定の基準を異にするものであることから、これらの判定・調査の混同が被災者に生じないように、それぞれの判定・調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要である。

● 被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定

被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

被災宅地危険度判定は、地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止することを目的とする。宅地擁壁が倒壊していても住家に被害が及ばないケースもあり、被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判定された宅地に建てられている住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

また、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、また又はより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

● 地震保険損害調査・共済損害調査

地震保険損害調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うことを目的とする。地震保険の損害認定方法は、住家の被害認定の方法とは異なることから、地震保険で「全損」、「大半損」又は「小半損」と認定された住家が、必ずしも「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。

共済損害調査は、自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うことを目的とする。共済損害調査における損害の区分・認定方法は、住家の被害認定の区分・方法とは異なることから、共済損害調査の結果は必ずしも住家の被害認定調査の「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」の認定とは一致しない。

● 応急危険度判定の判定結果の活用

ただし、住家の被害認定を調査を実施するにあたり、傾斜度など応急危険度判定に係る調査の内容においてと共通する部分もあることから、本運用指針による被害認定調査に先立ち、応急危険度判定これらが実施されている場合には、調査の目的等が異なること相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

具体的には、また、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を参考にする活用することが考えられる。

具体的には、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられる。

さらに、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家や、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能である。

またこのほか、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとする。

＜第1編 地震による被害＞

地震による被害とは、地震により、地震力が作用することによる住家の損傷及び地震に伴う液状化、斜面崩壊、亀裂等の地盤被害による住家の損傷をいう。

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施する(調査棟数が少ない場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる)。

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素(外観から調査可能な部位に限る)ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、第2次調査は、原則として申請者の立会いを必要とするの下で、また、第2次調査は、原則として内部立入調査を行う必要があるが、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、内部立入調査ができるようになるまでの間は外観目視調査のみでも可とする。

第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

また、地震による地盤の液状化等による地盤被害が発生した場合や、斜面崩壊等による不同沈下や傾斜が発生した場合は、「補遺」に定める方法で調査を行うことも可能である。

【木造・プレハブ】

※木造・プレハブとは、在来工法（軸組工法）による木造住宅、桝組壁工法による住宅、木質系プレハブ住宅、鉄骨系プレハブ住宅を指す。

1. 第1次調査に基づく判定

第1次調査は、外観目視調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から目視で調査可能な部位に限る）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観の損傷状況、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

(1) 外観による判定

外観目視調査により判定する。

~~判定は、~~一見して住家全部が倒壊している場合、~~一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合~~又は、一見して住家全部が流失している場合、基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合、~~は又は、~~地盤面に亀裂が発生し、当該亀裂が住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定してする。~~全壊とされれば調査はを~~終了する。

なお、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家及び「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。

- ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階
- イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜

ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。

また、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合等において、発災前後の航空写真等が入手でき、発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うこともできる。なお、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

2. 第2次調査に基づく判定

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

(1) 外観による判定

外観目視調査により判定する。

~~判定は、~~一見して住家全部が倒壊している場合、一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合又は、一見して住家全部が流失している場合、基礎のいずれかの辺が全部破壊しており、かつ破壊している基礎直下の地盤が液状化等した後、基礎の直下の地盤が流出、陥没等している場合又は地盤面に亀裂が発生し、当該亀裂が住家の直下を縦断・横断（対面する二辺と交差）している場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定してする。~~全壊とされれば調査を~~は終了する。

なお、応急危険度判定において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家及び「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。

ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階

イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜

ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。

また、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合等において、発災前後の航空写真等が入手でき、発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うこともできる。なお、明らかに住家全部が倒壊している、一部の階が全部倒壊している又は住家全部が流失していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

※当該内容は水害・風害にも記載

【非木造】

※非木造の住家は、構造上、鉄骨造と鉄筋コンクリート造に大別されるが、この構造の相違を外観からの目視によって判断することは困難であることも多いため、外観目視調査による第1次調査においては、構造上の区別はせず、同一の調査により判定する。

なお、外観目視調査に加え、内部立入調査を行う第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、構造別に被害の状況が異なることが確認できると考えられるため、鉄骨造、鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

1. 第1次調査に基づく判定

第1次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素（外観から調査可能な部位に限る。）ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

(1) 外観による判定

外観目視調査及び基礎の沈下量の測定により判定する。

~~判定は、一見して住家全部が倒壊している場合、又は一見して住家の一部の階が全部倒壊している場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して、全壊とされれば調査を終了する。~~

なお、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）において次のア又はイに該当することにより「一見して危険」と判定された住家、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。

ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階

イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜

ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一見して危険」と判定する場合が考えられる。

また、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合等において、発災前後の航空写真等が入手でき、発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うこともできる。なお、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

2. 第2次調査に基づく判定

第2次調査は、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。第2次調査は、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。調査により把握した住家の外観、住家の傾斜及び部位ごとの損傷程度等により、住家の損害割合を算定し、被害認定基準等に照らして、住家の被害の程度を判定する。

なお、第2次調査のうち、柱（又は耐力壁）及び床・梁の調査においては、内部立入調査により、第1次調査では区別が困難であった構造別の被害が確認できると考えられるため、A. 鉄骨造、B. 鉄筋コンクリート造に区分して判定を行う。

(1) 外観による判定

外観目視調査及び基礎の沈下量の測定により判定する。

~~判定は、~~一見して住家全部が倒壊している場合又は一见して住家の一部の階が全部倒壊している場合は当該住家の損害割合を50%以上とし、「全壊」と判定して~~する~~。
~~全壊とされれば調査は~~を終了する。

なお、応急危険度判定において、次のア又はイに該当することにより「一见して危険」と判定された住家、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）については、この判定結果を参考として、全壊の被害認定を行う場合もある。

ア. 建築物全体又は一部の崩壊・落階

イ. 建築物全体又は一部の著しい傾斜

ただし、応急危険度判定の判定結果を参考として被害認定を行うことができない場合もあるので、留意する必要がある。例えば、棟全体から見ればごく一部分の崩壊に過ぎない場合であっても、応急危険度判定において、二次的災害を防止する観点から、その棟を上記アに該当することにより「一见して危険」と判定する場合は考えられる。

また、被災した住家の周辺を含む被害の状況により、瓦礫等で当該住家に近づくことができない場合や現地で安全に調査が行えない場合等において、発災前後の航空写真等が入手でき、発災後の当該住家の屋根の軸がずれている又は屋根の位置が変わっている等、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できる場合には、当該航空写真等により判定した結果をもって「全壊」の被害認定を行うこともできる。なお、明らかに住家全部が倒壊している又は一部の階が全部倒壊していると判定できない場合には、現地調査を行うこととなる。

災害に係る住家被害認定業務

実施体制の手引き

平成29年3月
内閣府（防災担当）

第1章 制度概要

4. 災害に係る住家の被害認定調査

8) 被災建築物 応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定及び損害保険・共済団体による調査等との関係

a) 被災建築物 応急危険度判定・被災宅地危険度判定・被災度区分判定

大地震による住家被害が発生した場合、住家の被害認定調査の他に、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）、被災宅地危険度判定や被災度区分判定といった建物や宅地に係る被害調査が実施されることがあります。（なお、被災宅地危険度判定については、地震のほか、降雨等の災害による場合も実施されます。）

これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、被害認定調査の実施にあたっては、各調査の判定結果の取扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意して調査を進めていく必要があります。

また、被災住民側から見ると、これら3・4つの建物や宅地に係る被害調査は、それぞれが他の調査との混同を生じやすいものであり、それぞれの調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要です。特に住家の被害認定調査と応急危険度判定・被災宅地危険度判定については、調査の時期が重なった場合に混乱が生じる場合もあることから、大地震発生時においてはこれらの調査の混同が生じないように、それぞれの調査目的と判定の意味を理解した上で、十分な周知及び広報計画をたてることが重要となります。

一方で、これら3・4つの建物や宅地に係る被害調査は、調査項目等に類似する点も多く見受けられることから、情報共有等の連携を図っていくことも効果的です。「運用指針」では、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定結果について、（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施する（例えば、被害認定調査の調査計画策定に役立てるほか、判定結果及びコメントを被害認定調査の参考にすることができる場合がある）ことが考えられるとされています。具体的には、応急危険度判定において、「建築物全体又は一部の崩壊・落階」「建築物全体又は一部の著しい傾斜」により「一見して危険」と判定された住家については、~~や~~、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家（木造）、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄骨造）及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家（鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造）のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考にとして、「全壊」の被害認定を行える場合がありますうことも可能です。

<大地震発生後の4つの建物等に係る被害調査>

	住家の被害認定	<u>被災建築物 応急危険度判定</u>	<u>被災宅地 危険度判定</u>	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止	<u>余震等による二次災害の防止、宅地造成等規制法に基づく宅地保全の勧告等必要箇所の把握</u>	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村（都道府県・ <u>全国被災建築物応急危険度判定協議会</u> ^{※1} が支援）	<u>市町村（都道府県が支援^{※2}）</u>	建物所有者
調査員	主に行政職員（罹災証明書の交付は行政職員のみ）	応急危険度判定士（行政又は民間の建築士等）	<u>被災宅地危険度判定士（宅地防災の経験を有する行政職員等）</u>	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合（経済的被害の割合）の算出	当面の使用の可否	<u>監視警戒や応急対策の必要性の有無</u>	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	<u>危険宅地・要注意宅地・調査済宅地</u>	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果（被害の程度）を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	<u>宅地に判定結果を示したステッカーを貼付</u>	判定結果を依頼主に通知

※1 応急危険度判定協議会（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、一般財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

※2 被害が生じた地方公共団体のみで対応が難しい場合は、都道府県、政令市、都市再生機構、公益財団法人宅地擁壁技術協会から構成される被災宅地危険度判定連絡協議会を通じた調整や支援が図られる。

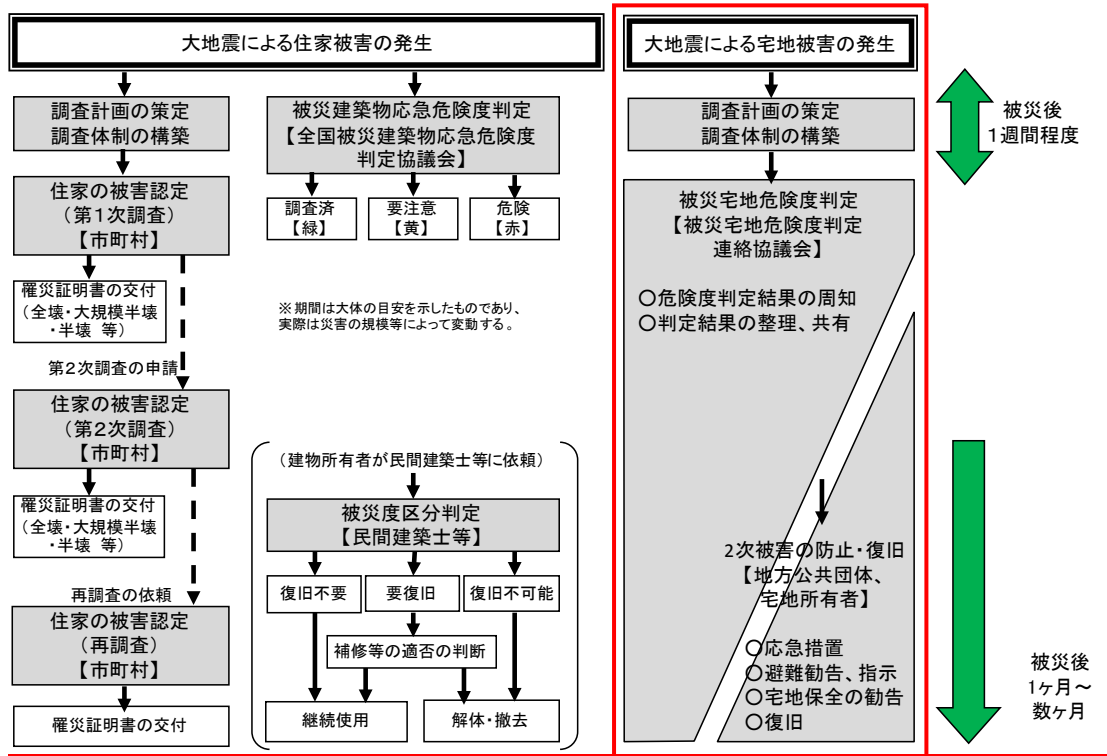
大地震の際に行われる4つの建物等に係る被害調査については、それぞれの調査目的に応じて、その調査の実施時期が以下のとおり異なります。

- ・人命に関わる二次災害の防止を目的とした「応急危険度判定」については、被災後概ね1週間から10日後までの完了を目途として、被災直後から実施されることとなります。
- ・通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知し二次災害を防止することを目的とする「被災宅地危険度判定」は、避難時の安全確保や応急対策の実施、復旧必要性の把握などの地域ニーズの変化を考慮しつつ、余震や降雨による地盤緩みの進行により監視警戒や対策必要性が生じることを考えながら継続的に実施します。
- ・罹災証明書の交付を目的とした「住家の被害認定調査」については、経済的被害を

証明するもので、被災規模等の把握や、調査体制の構築、罹災証明書の交付時期等を踏まえて調査方針を決定した後、「応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定」の終子実施時期と前後して調査が実施されていくこととなります。

- ・被災者が再調査を依頼した際に行われる「住家の被害認定調査（再調査）」及び建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる「被災度区分判定」については、~~各々~~「住家の被害認定調査（第2次調査）」及び「~~応急危険度判定~~」の後、被災建物の復旧修理を行う前に実施することとなります。
- ・建物所有者が民間建築士等に依頼することにより行われる「被災度区分判定」については、被災後又は「応急危険度判定」の後、適切かつ速やかな復旧に資することを目的として実施することとなります。

＜大地震発生後の3,4つの建物や宅地に係る被害調査の実施の流れ＞



b) 損害保険・共済団体による調査

すまいの損害保険や共済に加入している住宅が被災した場合、支払保険金・共済金の算定のため、損害保険会社又は共済団体の調査員による損害状況及び損害額の調査が行われます。この調査は、被害認定調査と目的を異にするものであり、被災者に被害認定調査との間で混同を生じることがないように、それぞれの調査の実施主体が被災者に明確に説明することが重要です。

《すまいの損害保険について》

すまいの保険には、火災や風水害等の自然災害によって建物や家財に損害が発生した場合に、その損害を補償する「火災保険」と、地震・噴火又はこれらによる津波によって建物や家財生活用動産に損害が発生した場合に、その損害を補償する「地震保険」があります。

※地震・噴火又はこれらによる津波の損害（火災・損壊・埋没・流失）は火災保険では補償されません。

<住家の被害認定調査と損害保険会社・共済団体の損害査定調査等との比較>

	住家の被害認定調査	損害保険会社の 損害調査	共済 <u>組合団体</u> の <u>事故調査・損害調査査定</u>
目的	罹災証明書の交付	支払保険金の算定	共済金の算定
実施 主体	市町村	損害保険会社	共済 <u>組合団体</u>
調査員	主に市町村職員	<u>主に損害保険会社社員 又は損害保険登録鑑定 人等</u>	共済 <u>組合団体</u> 担当者又 は <u>損害保険</u> 鑑定人
調査 方法	損害割合(住家の主要な 構成要素の経済的被害 の住家全体に占める割 合)を算出	【火災保険】 損傷箇所を元の状態に 戻すために必要な修理 費を基準に <u>保険金を算 定</u> 【地震保険】 主要構造部の損害割合、 焼失又は流失した床面 積の割合、床上浸水の程 度から建物の損害 <u>程度 を認定区分を判定</u>	損害発生前の状態に復 旧するために要する額 を算出(<u>※共済団体によ って異なる。)</u>)
調査 結果	「全壊」「大規模半壊」 「半壊」	【火災保険】 損害保険金 (この他、各種の費用保 険金が支払われる場合 もある。) 【地震保険】 <u>(2017年1月 1日以降の始期契約の場合)</u> 「全損」「大半損」「小 半損」「一部損」の <u>判認 定に基づく地震保険金</u>	損害の額と加入保障金 額にもとづく共済金の 支払(この他、各種の費 用共済金が支払われる 場合もある。) ※共済金の支払額は、 <u>共 済団体・罹災原因等</u> に よって異なる。

<火災保険・地震保険が支払われる場合(建物)の例>

	火災保険	地震保険 <u>(2017年1月1日以降の始期契約の場合)</u>
保険金が支払わ れる場合の例 (自然災害)	・火災、落雷、破裂、爆発 ・風災、雹災、雪災 ・水災 等 によって、保険の対象に損害が 生じた場合	地震・噴火またはこれらによる津波を 原因とする火災・損壊・埋没・流失に よって、保険の対象に損害が生じた場 合
支払われる 保険金	【全焼・全壊の場合】 損害保険金＝建物保険金額 【全焼・全壊以外の場合】 損害保険金＝ 損害の額－免責金額 (注) 事故(災害)の種類によ り、また、各社の保険商品によ り、補償の対象となる損害の条 件や保険金の計算方法は異な	実際の修理費ではなく、損害の程度 (全損、 <u>大半損</u> 、 <u>小半損</u> 、一部損)に 応じ、 <u>地震保険約款で定められたの</u> 保険金額の <u>一定割合</u> を支払う。 【全損】地震保険の保険金額×100% 【 <u>大半損</u> 】地震保険の保険金額× <u>560%</u> 【 <u>小半損</u> 】 <u>地震保険の保険金額×30%</u> 【一部損】地震保険の保険金額×5%

	ります。	(注) 認定の基準は下表のとおり
--	------	------------------

(注) 「地震保険損害認定基準」 ~~（一般社団法人日本損害保険協会）~~・・・2017年1月1日以降の始期契約建物の場合

損害の程度	認定の基準 <u>（建物の場合）</u>
全損	地震等により被害を受け、主要構造部 （柱、壁等、建物の構造により着目点異なる） の損害の額が、その建物の時価の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合
<u>大半損</u>	地震等により被害を受け、主要構造部 （上記に同じ） の損害の額が、その建物の時価の 20 40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の 20 50%以上70%未満となった場合
<u>小半損</u>	<u>地震等により被害を受け、主要構造部の損害の額が、その建物の時価の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合</u>
一部損	地震等により被害を受け、主要構造部 （上記に同じ） の損害の額が、その建物の時価の3%以上20%未満となった場合、または、地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合（ただし、当該建物が地震等により全損、 <u>大半損・小半損または</u> 一部損に至らないとき）

< 共済金（地震以外）が支払われる場合（建物）の例 >

※JA共済（建物更生共済（契約日を平成16年4月1日以後とする契約））の場合

区分
風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害の損害割合が5%以上の場合
風災、ひょう災、雪災または水災によって生じた損害（床下浸水による損害を除く。）の損害割合が3%以上5%未満の場合
風災、ひょう災、雪災によって生じた損害の額が5万円以上の場合

※次の浸水を床下浸水という。

ア. 共済の対象が住宅用建物（居住の用に供する建物をいい、業務または作業の用に供する建物を除く。イ. において同様とする。）である場合は、畳等が敷かれた起居に必要な床（土間及びたたきの類を除く。）を超えない浸水

イ. 共済の対象が住宅用建物でない場合は、地盤面より45cmを超えない浸水

< 共済金（地震）が支払われる場合（建物）の例 >

区分
地震等によって生じた損害の損害割合（損害の額÷共済価額）が5%以上の場合

第2章 被害認定業務の実施体制の整備

1. ★調査計画の策定

被害の情報を集め、その情報をもとに、調査対象、調査地域等調査方針を定め、調査件数等を想定して、調査計画を立てます。この際、以下のようなフレームを活用することが考えられます。

都道府県を通じて、周辺の被災市町村の状況を把握するほか、関係市町村で調査の方針を検討します。

(この項目で検討する事項)

- ①調査業務経験のある地方公共団体への相談
- ②被害情報の収集
- ③関連情報の収集
- ④調査方針の設定
- ⑤調査件数の想定
- ⑥全体スケジュールの確認・調整

②被害情報の収集

●調査方針を決定するため、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、必要な被害状況に関する情報を収集します。

●情報の収集にあたっては、市町村の災害対策本部、消防、警察、都道府県等の関係機関と連携するほか、住宅地図等を持って実際に現場に出向き、被害状況を確認します。また、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）の判定結果（調査表や判定実施区域図等）を地図に反映させたり、現地調査や空中航空写真等を活用し、被害の集中している地域を把握します。

◇ 水害の場合、災害直後の被害状況調査で目視により浸水深(床上・床下)を把握しておく、その内容を調査に利用するなどにより、調査の効率化が図れる場合があります。

*参考：調査計画策定事例（石川県輪島市）

- ・市民や消防署からの情報に加えて市の職員が現地視察を行うことからはじめた。また、発災日の午後からは応急危険度判定の判定員による下見が開始された。
- ・応急危険度判定は発災の翌日から開始されており、調査結果は夕方調査員が庁舎に戻った後に、ゼンリンの住宅地図に色分けして整理し、外観目視調査を実施する上での被害情報の把握に活用した。ただし、使用する住宅地図の年度や着色ルール、被害区分等が調査ごとに統一されていなかったため、地図情報において混乱するという事態も発生した。

5. ★広報

被災者及び住民に向けて、被害認定調査及び罹災証明書に関する広報を行います。また、マスコミへの対応を行います。

(この項目で検討する事項)

- ①被害認定調査実施に関する広報
- ②支援制度や罹災証明書交付スケジュール等に関する広報
- ③マスコミへの対応

①被害認定調査実施に関する広報

●被害認定調査実施に関する広報を行います。

- ◇ 被災建築物応急危険度判定(応急危険度判定)、被災宅地危険度判定、被災度区分判定や損害保険・共済による損害調査との違いについて周知します。(応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定及び損害保険・共済による損害調査との違いの詳細については第1章を参照ください。)
- ◇ 罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、被災者から市町村に住家被害等の再調査を依頼することが可能であることを、被災住民に十分周知してください。

●被災者支援を受けるためには、被害認定調査を行う必要があり、建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片づけ等をしてしまうと調査ができない旨を周知します。

- ◇ 水害、風害等は、被災後、後かたづけが迅速に行われることが多いことから、被災者には、片づける前に、水害の場合は、「浸水深」と「被害箇所」、風害の場合は「被害箇所」がわかる写真を撮影しておくよう広報すると良いでしょう。

*参考：調査の広報を行う上での留意点（石川県輪島市）

- ・ 広報に際しては、応急危険度判定と被害認定罹災調査とはまったく別の調査であるということを周知することに注意した(応急危険度判定が赤紙の危険であっても被害認定罹災調査の結果が必ずしも全壊や半壊にはならないということ等)。

②支援制度や罹災証明書交付スケジュール等に関する広報

●①と同時に、罹災証明書交付スケジュール、相談窓口に関する広報を行います。

- ◇ 被害認定調査開始時には、罹災証明書交付日等の詳細が決まっていない場合でも、被害認定調査実施後に罹災証明書が交付されること、申請時に被害認定調査の判定結果が必要になる支援施策があること等を広報すると良いでしょう。

③マスコミへの対応

●マスコミに対して被害認定調査の概要、罹災証明書の交付、相談窓口（相談対応）等について説明します。

- ◇ 新聞記事、ラジオやテレビでの報道は大きな広報効果を持つため、被害認定調査の開始や罹災証明書交付日等の広報を依頼します。
- ◇ 応急危険度判定調査と被害認定調査について、過去に誤った報道がなされたことがあります。また、災害対策本部内の情報管理が不十分で、現場担当者へ周知される前に新たな支援策に関する報道がなされたケースがあります。このような報道は、被災者と行政との信頼関係を損ない、現場の負担が増大することとなり、結果として、調査の円滑な推進や被災者の迅速な支援が阻害されるため、十分な配慮が必要です。
- ◇ 一方で、地方公共団体職員の説明よりもマスコミを通じての情報発信の方が、住民の信用を得やすいという状況も過去の災害を振り返ってみると存在するもの事実です。マスコミと協力関係を構築し、効果的な広報を実施します。

*** 参考：マスコミへの対応（兵庫県佐用町）**

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• マスコミに対して、適切に情報を提供するため、副町長が連日定例会見を開き、情報公開に努めた。 |
|---|

第3章 被害認定業務のマネジメント

2. 地域割方針の決定

調査計画にて決定した調査対象地域を確認したのち、地域割方針を決めます。

(この項目で検討する事項)

- ①調査対象地域の確認
- ②調査順序の設定
- ③地域割の見直し

④調査対象地域の確認

- 調査計画において決定した調査対象地域を確認します。

⑤調査順序の設定

- 調査対象地域の範囲や、被害の分布、地域ごとの被害程度等を考慮し、調査順序を決定します。

- 地域割を設定します。

■均等割／被害程度割

- ・均等割：調査地域を均等に分割し全地域が同じように調査が進行するようにします。全棟調査をする場合等に適しています。
- ・被害程度割：被害程度の大きな地域から調査を行っていきます。大きな被害を受けた住家が一定の地域に集中している場合等に適しています。

	メリット	デメリット
均等割	・調査対象地域において、調査が均等に進むため、地域による不公平感がでにくい(特に地方公共団体全体を調査対象としている場合に地区による不公平感が発生しにくい)。	・被害程度が大きい住家の調査を優先しにくい。倒壊等の危険がある住家の場合、調査前に撤去等が行われる可能性がある。
被害程度割	・被害程度が大きい地域から調査が実施できる。倒壊の恐れがある住家等、喫緊性の高い住家等から調査を行いやすい。	・調査順序が後ろとなった地域住民が不公平感を感じる可能性がある。

* 参考：被害程度割の事例（内閣府「大規模災害時における住家被害認定業務の実施体制整備のあり方について ー事例と例示ー」）

- ・外観目視調査では、応急危険度判定の判定調査結果等を参考にしながら、被害の大きなエリアを特定し、全棟調査を実施する調査地域を設定した。

第4章 被害認定調査の実施

3. ★現地調査

被害認定調査における現地調査の流れとして、調査対象の確認、写真撮影、調査結果の記入、調査済証の貼付（交付）、住民対応、調査結果の報告について、それぞれで実施すべき項目を整理します。

（この項目で検討する事項）

- ①調査対象の確認
- ②写真の撮影
- ③調査の実施、調査票への結果の記入
- ④調査済証の貼付
- ⑤調査に伴う住民対応の実施
- ⑥調査結果のチェック・報告

③調査の実施、調査票への結果の記入

- 「損傷程度の例示」を参考に、外観目視調査や内部立入調査により損傷の程度を把握し、所定の記入方法にしたがって、調査結果を調査票へ記入します。

- ◇ 「半壊」と判定された住宅は、やむを得ず住宅を解体されるに至ったとしても、被害認定としてはあくまで「半壊」であり、「全壊」とはならないことに注意してください。敷地に被害が生じたことにより、やむを得ず住宅を解体されるに至った場合や「長期避難世帯」と認定された場合も、同様です。
- ◇ 調査を迅速に進めるために、タブレット端末による調査の実施や、災害直後の被害状況調査で目視による浸水深を事前に把握し、その内容を調査に利用するなどにより、調査の効率化につながることがあります。

- 被害認定調査に先立ち、被災建築物応急危険度判定（応急危険度判定）等が実施されている場合は、適宜それらの判定結果を活用します。

- ◇ 応急危険度判定、被災宅地危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とした被害認定業務とはその目的、判定基準を異にするものですが、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度等の調査内容において共通する部分もあることから、被害認定調査に先立ちこれらが実施されている場合には、調査の目的等が異なること相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられます。
- ◇ 例えば、平常時より地方公共団体の被害認定部局は、応急危険度判定部局と非常時の情報共有体制について検討し、必要に応じて、応急危険度判定部局が有する応急危険度判定の判定結果（調査表や判定実施区域図等）を入手し、これらを活用して被害認定調査を実施することが考えられます。
- ◇ 具体的には、調査対象とする地域の設定、調査する地域の順番の決定等、被害認

定調査の方針を決める際に、応急危険度判定の判定結果を活用することが考えられます参考にします。

- ◇ また、応急危険度判定において「建築物全体又は一部の崩壊・落階」や「建築物全体又は一部の著しい傾斜」に該当することにより「一見して危険」と判定された住家や、「建築物の1階の傾斜が1/20超」と判定された住家(木造)、「建築物全体又は一部の傾斜が1/30超」と判定された住家(鉄骨造)及び「不同沈下による建築物全体の傾斜が1/30超」と判定された住家(鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造)のうち、調査表のコメント欄等で「建築物全体」が崩壊・落階又は著しい傾斜をしていることが確認できる場合には、この判定結果を参考にして「全壊」の被害認定を行うことも可能です。
- ◇ このほかまた、調査する被災住家に応急危険度判定のステッカーが貼付されている場合には、被害認定の判定の参考にすることができる場合もあるため、その判定結果及びコメントを確認することとします。

⑤調査に伴う住民対応の実施

●住民から質問等があれば対応します。

- ◇ 研修で説明された内容に沿って対応します。
- ◇ 被災者は、不安、疲れ等苦しい心理状態にあります。また、被災者の方への対応が、ひいては被害認定調査の判断の信頼につながることもあります。被災者の立場にたって真摯にかつ丁寧な対応を心がけてください。

*参考：想定問答集

(被害認定調査とは)

- Q. 被害認定調査とは、どんな調査なのですか。
- A. 地震や風水害等の自然災害により被害のあった住宅について、内閣府の定める「災害の被害認定基準」等に基づき、全壊、半壊等の「被害の程度」を認定する調査です。
- Q. 被害認定調査により認定された「被害の程度」は、何に使われるのですか。
- A. 認定された「被害の程度」は、様々な被災者支援策の適用の判断材料となる罹災証明書の基礎資料に使われます(被害の程度によって、各種被災者支援策を受けられるかどうか判断されます)。
- Q. 「被害の程度」の区分にはどんなものがあるのですか。
- A. 内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、「被害の程度」は、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「半壊に至らない」とされています(実施される支援策によっては、必要に応じて区分が増減する場合があります)。
- Q. 全壊、大規模半壊、半壊とは、それぞれどんな被害なのですか。
- A. それぞれ、以下のような被害をいいます(「災害の被害認定基準」等から抜粋)。

全壊：損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの

大規模半壊：半壊し、柱等の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの

半壊：損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも

なお、具体的な判定に当たっては、以下のような数値基準が定められています。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
【損害基準判定】 住家の主要な構成要素の経済的被害 の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

Q. 被害認定調査は、誰が調査するのですか。

A. 被害認定の実施主体は、被災した市町村になります。実際の調査は、被害認定の調査・判定方法について研修を受けた市町村の職員等が行います。

Q. 建築の専門家でなくても、被害の程度の判定ができるのですか。

A. 専門家でなくても、被害の程度が判断できる調査・判定方法を内閣府で作成しており、その方法により判定しています。

Q. 被害認定調査を拒否するとどうなるのですか。

A. 被災者の方が調査を拒否されている場合、調査員が強制的に調査を行うことはありません。

ただし、各種支援策の適用の判断の基準となる「被害の程度」を認定する被害認定調査を行わないと、各種支援策の適用要件に合致しているか判断ができず、支援策が受けられない場合があります。

Q. 被災建築物 応急危険度判定とは違う調査なのですか。

A. 被災建築物 応急危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した建物について、応急危険度判定士（行政職員又は民間の建築士等）が、一定の基準に基づき、当面の使用の可否を判断し、「危険（赤）」、「要注意（黄）」、「調査済（青）」のステッカーを貼付するものです。

Q. 被災宅地危険度判定とは違う調査なのですか。

A. 被災宅地危険度判定は、余震等による二次災害の防止のため、被災した宅地について被災宅地危険度判定士（宅地防災の経験を有する行政職員等）が、一定の基準に基づき、危険度を判定し、「危険宅地（赤）」、「要注意宅地（黄）」、「調査済宅地（青）」のステッカーを貼付するものです。地域住民に周辺の通行時の注意喚起や、行政や所有者等に応急対策や修繕の必要性等を認識して貰うことを目的としています。

Q. 被災建築物 応急危険度判定で「危険」と判断された住宅は、被害認定でも「全壊」になるのですか。

A. 被災建築物 応急危険度判定で「危険」と判定されても、被害認定で必ずしも「全壊」と認定されるわけではありません。

例えば、住宅そのものに被害はないが、隣の家や擁壁が倒れてきそうで危険な住宅は、被災建築物 応急危険度判定では「危険」と判定されることがありますが、被害認定では、「半壊に至らない」となります。

Q. 被災宅地危険度判定で「危険宅地」と判断された宅地にある住宅は、被害認定では「全

壊」になるのですか。

A. 宅地そのものの被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、地盤の被害の影響による住宅の基礎等の損傷又は機能損失については、住宅の被害認定に反映されます。

Q. 保険会社地震保険の調査と何が違うのですか。

A. 地震保険の調査は、地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって被災した建物の主要構造部の損害を確認し、損害の程度に応じた地震保険金を支払うために行います。住宅総合保険等に加入している住宅が被災した場合、保険金の算定のため、鑑定人が被害額の査定等を行います。

一方、被害認定調査は、各種支援策の適用の可否を判断基準とするため、住家の主要な構成要素の経済的被害の割合により、住家の被害の程度を認定するために行います調査です。

(被害認定調査の調査・判定方法について)

Q. 水害の被害認定調査はどのような方法で実施されるのですか。

A. 木造・プレハブの戸建て1～2階建てであり、かつ、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突の外力被害がある場合には、第1次調査・第2次調査の2段階で実施し、それ以外の場合には第2次調査の1段階のみで実施します。なお、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合と、そうでない場合とで判定の方法が異なります。

第1次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、①外観の損傷状況、②浸水深の把握(最も浅い部分で測定)を行います。第2次調査は、①外観の損傷状況の把握、②住家の傾斜の計測、③浸水深の確認に加え、被災者の立会いのもと、住宅内部にも立ち入り、④外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具、設備等の損傷の把握を行います。

Q. 風害の被害認定調査は、どのような方法で実施されるのですか。

A. 被災者の立会いのもと、敷地及び住宅に立ち入り、①外観の損傷状況の把握、②住宅の傾斜の計測、③屋根、外壁、基礎、内壁、天井、床、柱、建具等の損傷の把握を行います。

Q. 地震の被害認定調査は、どのような方法で実施されるのですか。

A. 調査は、第1次調査、第2次調査の2段階で実施されます。第1次調査は、住宅の敷地内に立ち入り、①外観の損傷状況の把握、②住宅の傾斜の計測、③屋根、外壁、基礎の損傷の把握を行います。

第2次調査は、第1次調査を実施した住宅の被災者から申請があった場合に実施されます。第2次調査は、第1次調査と同様の調査に加え、被災者の立会いのもと、住宅内部に立ち入り、内壁、天井、床、柱、建具、設備の損傷の把握を行います。

Q. 地震被害により外観の損傷に比べ内部の損傷が甚だしいのですが、外観だけの調査で被害の程度が判定されるのですか。

A. 地震被害により、外観に比べ、内部の損傷が甚だしい場合には、第2次調査の申請をして下さい。調査員が被災された住宅の内部を調査して被害の程度を判定します。

Q. 補修にかかる費用が非常に高額になる場合は、全壊と判定してもらえるのですか。

A. 被害認定調査は、住宅の主要な構成要素の経済的被害の全体に占める割合で被害の程度を認定するため、規模の大きい住宅等では、補修に係る費用が非常に高額であっても、全壊と認定されない場合もあります。

Q. 被害がひどくてとても住めない場合は、全壊と判定してもらえるのですか。
A. 損壊が甚だしいが、補修により再使用可能なものは半壊とされています。実際には、被害認定調査において算定される住宅の損害割合をもとに被災住宅の被害の程度は認定されます。

Q. 住宅だけでなく、地盤にも被害があるのですが、住宅の被害認定に反映されるのですか。
A. 地盤そのものの被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、地盤被害の影響による住宅の基礎等の損傷又は機能損失については、住宅の被害認定に反映されます。

Q. 住宅の中の家財道具にも大きな被害があるのですが、被害認定に反映されるのですか。
A. 家財道具の被害は、住宅の被害認定には反映されませんが、所得税の軽減等の支援措置を受けられる場合もありますので、税務署等にご相談下さい。

(その他)

Q. この家に住み続けても大丈夫ですか。(地震の場合)
A. 被害認定調査では、居住可能かどうかを判定することはできません。別途、建築士等にご相談下さい。なお、当面の使用の可否については応急危険度判定が、恒久的な復旧方法については被災度区分判定が参考になります。

Q. 全壊と判定された住宅は、取り壊した方が良いのですか。
A. 被害認定調査により認定する被害の程度は、住宅の復旧方法を検討するものではありません。被災した住宅の再建方法については、別途建築士等にご相談下さい。

Q. 被害認定調査の前に取り壊し／補修を済ませてしまうと、被害認定をしてもらえないのですか。
A. 住宅の損傷等を確認できなければ、被害を認定できません。取り壊し／補修の前にお住まいの市町村へご連絡下さい。また、どうしても調査の前に取り壊し／補修を行う必要がある場合には、損傷状況の分かる写真等客観的な証拠を残しておいて下さい。

Q. 被害認定調査の結果に納得がいかない場合は、どうすればいいですか。
A. 納得がいかない点を明らかにした上で、調査を行った市町村に再調査の申請を行なうことができます。

【この他、想定される質問例】

- Q. 駐車場や倉庫も調査してもらえますか。
- Q. 被害認定調査の結果は、どうやれば知ることができるのですか。
- Q. 被害認定調査の結果は、いつ知ることができるのですか。
- Q. 被害認定調査の判定の根拠について詳しく知りたいのですが。
- Q. どんな支援措置を受けられるのですか。
- Q. 住宅の再建について相談したいのですが。

第7章 平常時からの備え

6. 広報

災害時の生活再建の混乱を軽減するため、罹災証明書の交付や被災者支援施策について、平時から広く住民に周知します。

(この項目で検討する事項)

- ①罹災証明書等に関する広報
- ②地域住民に対する防災教育

①罹災証明書等に関する広報

- ホームページ、広報誌等の媒体を通じ、住民に対して罹災証明書等に関する情報を周知します。

<周知する内容のポイント>

- ・ 被害認定調査の必要性（「家屋を早急に取り壊す場合、あらかじめ各自で家屋の写真を撮ってもらおう」ことも記載する。）
- ・ 罹災証明書交付手続き及び罹災証明書により様々な支援が受けられること
- ・ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定、被災度区分判定等との違い
- ・ 被災者支援施策の概要